



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(財務八四)

〔省 令〕
日 次

- 種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件
(農林水産一五三)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(同一五三二)
- 保安林の指定をする件
(同一五三二~一五三八)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した中原SK-1D号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を認定した件
(経済産業二二六)
- 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件
(国土交通一〇五)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同一〇五一)
- 下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件
(環境一〇九)
- 奥戸特別保護地区を指定した件
(同一一〇)
- 下北西部特別保護地区を指定した件
(同一一二)
- 大鳥朝日鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一二)
- 大鳥朝日特別保護地区を指定した件
(同一一三)
- 福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一四)
- 涸沼鳥獣保護区を指定した件
(同一一五)
- 涸沼特別保護地区を指定した件
(同一一六)

三	三五二・一六八七五MHz以上三五一・	二	○三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件の一部を改正する件(総務三八二)	一	○三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件の一部を改正する件(総務三八二)	一	○三五一・一六八七五MHz以上三五一・	一
三	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同一〇五一)	四	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同一〇五一)	四	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同一〇五一)	四	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同一〇五一)	四
三	○下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件 (環境一〇九)	四	○下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件 (環境一〇九)	四	○下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件 (環境一〇九)	四	○下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件 (環境一〇九)	四
三	○奥戸特別保護地区を指定した件 (同一一〇)	四	○奥戸特別保護地区を指定した件 (同一一〇)	四	○奥戸特別保護地区を指定した件 (同一一〇)	四	○奥戸特別保護地区を指定した件 (同一一〇)	四
三	○福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一四)	四	○福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一四)	四	○福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一四)	四	○福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同一一四)	四
三	○涸沼鳥獣保護区を指定した件 (同一一五)	四	○涸沼鳥獣保護区を指定した件 (同一一五)	四	○涸沼鳥獣保護区を指定した件 (同一一五)	四	○涸沼鳥獣保護区を指定した件 (同一一五)	四
三	○涸沼特別保護地区を指定した件 (同一一六)	四	○涸沼特別保護地区を指定した件 (同一一六)	四	○涸沼特別保護地区を指定した件 (同一一六)	四	○涸沼特別保護地区を指定した件 (同一一六)	四

七	〔公 告〕	六	〔官 報 告〕	五	〔皇 室 事 項〕	四	〔人 事 異 動〕	三	〔國 會 事 項〕	二	〔財 勿 省〕	一	〔河 川 事 項〕
七	官 報	六	官 報 告	五	皇 室 事 項	四	人 事 異 動	三	國 會 事 項	二	財 勿 省	一	河 川 事 項
九	鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係	九	近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)	九	官 報 告	九	〔官 報 告〕	九	〔國 會 事 項〕	九	〔財 勿 省〕	九	〔河 川 事 項〕
九	民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する固体の要件を定める省令第一条第一号との規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同一五七)	九	労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)	九	官 報 告	九	〔官 報 告〕	九	〔國 會 事 項〕	九	〔財 勉 署〕	九	〔河 川 事 項〕
九	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する固体の要件を定める省令第一条第一号との規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同一五七)	九	最低賃金の改正決定に関する公示(北海道労働局最低賃金公示三)	九	官 報 告	九	〔官 報 告〕	九	〔國 會 事 項〕	九	〔財 勉 署〕	九	〔河 川 事 項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省令

告示

○財務省令第八十四号
予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第十五号)第一百六条第一項及び第一百四十四条のに基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十月三十日

○総務省告示第三百八十一号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第一号の規定にに基づき、平成二十年総務省告示第四百六十五号（三五・一六八七五MHz以上三五一・三八二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月三一日

住所 東京都渋谷区代々木4丁目35番18号
林浩美 昭和54年8月22日生
住所 大阪市住吉区清水丘3丁目3番13号
魏碧雲 昭和25年5月18日生
楊祖強 昭和55年5月24日生
住所 東京都板橋区大山東町14番1-1006号
宋典子 昭和30年3月3日生
姜福哲 昭和61年9月16日生
住所 愛知県半田市白山町5丁目209番地13

朴太峰 昭和57年3月1日生
住所 東京都練馬区豊玉北5丁目14番1-8
黄麻美子 昭和62年9月4日生
住所 名古屋市緑区浦里1丁目85番地33
邵志成 平成2年9月6日生
住所 名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地
鄭江美子 昭和26年2月21日生
住所 名古屋市北区山田2丁目8番57号
皇惠順 昭和50年8月18日生

三十一年大蔵省令第十四号の一部を次のよう改訂する。
附則に次の一項を加える。

第一項中「その上空」を「日本周辺海域（日本國の領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項に規定するもの）から二百海里の線（その線が定めるもの）」と読み替える。

禹富元 昭和22年10月28日生
金松月 昭和24年2月24日生
住所 愛知県半田市白山町5丁目209番地1
畠美妙 昭和51年1月20日生
住所 愛知県半田市花園町6丁目4番地11

住所 糸崎町久米郡美咲町原田2009番地
姓 崔守福 昭和28年7月20日生
住所 糸崎町久米郡美咲町原田2009番地1
名 崔美香 昭和59年12月4日生
会員登録番号 110520-1-00000000000000000000

中間線（同法第一條第二項に規定する中間線）をいう。以下この項において同じ。」を超えているときは、その超えている部分については中間線とする。までの海域をいう。次項において同じ。」及びにそれらの上空に改める。
第二項中「陸上」の下に「及び日本周辺海域」を加える。

禹揚太 昭和52年7月8日生
住所 神戸市東灘区向洋町中5丁目6番地
楊文忠 昭和43年7月30日生
楊潤洲 平成6年5月3日生
楊潤璣 平成24年10月23日生
住所 東京都多摩市見取2丁目2番地
胡潤亮 昭和54年8月11日生
平元 始四年六月廿四日
大正元年九月廿四日
昭和7年九月廿四日

住 所 大阪市大正区泉尾4丁目3番23-802
李知栄 昭和59年3月6日生
住 所 大阪市住吉区我孫子2丁目4番27号
金富美子 昭和42年10月1日生
住 所 大阪市大正区泉尾4丁目3番23-802
李知栄 昭和59年3月6日生
住 所 岩手県久慈市長内町第37地割1番地11
全 明 子 昭和20年5月30日生
金 正 太 郎 昭和19年1月18日生
住 所 大阪市大正区人見東2丁目2番地1
長野市人見東2丁目2番地1

土地家屋調査士法施行規則
省令第五十三号) 第二十六条
き、法務大臣の指定する電子
定める。

住所 愛知県豊田市淨水町原山304番地1
姓 李福 昭和62年3月21日生
名 命昭和63年2月29日生
住所 宮城県名取市社せきのした2丁目1番

梁明玉 昭和25年7月27日生
道厚吉 昭和50年9月26日生
邊美好 昭和53年5月22日生
住所 大阪府東大阪市下小阪5丁目5番24-46
号

法務大臣 上三 鶴斗
セコム・ペースポート for G-ID (平成4年総務省・法務省・経済産業省告示第8号) の用に供するため作成された電子証明書(土地家屋調査士電子証明書)に限る。)
○法務省規則による。

住 所 京都市伏見区竹田通ノ井町82番地
姓 葵 姓 梶原昭和56年1月12日生
名 夏葉 昭和54年5月9日生
姓 文英 住 所 長野市青木島町大塚290番地13
名 住 住 所 京都市伏見区竹田通ノ井町82番地
姓 平成元年5月31日生

叢崎 昭和59年1月24日生
住所 大阪市平野区瓜破西2丁目7番21号
高志夫 昭和30年2月15日生
高惠美 昭和63年4月7日生
高英明 平成元年10月8日生
住所 大阪市生野区巽南4丁目1番8号

整理金額との合計額を上回る金額を控除した後の残余の額を翌年度の歳入に繰り入れる場合に準用する。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「財務省大臣官房」と記載し、かつ、支出科目として「何年度一般会計、歳出外、剩余金」、受入科目として「何年度、財務省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

盧愛美 平成11年8月9日生

趙完至 昭和58年11月10日生

昭和57年1月4日生